

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月21日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社C出張所から同社B営業所に転勤した時期の加入記録が無い。

A社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社C出張所から同社B営業所に異動した複数の同僚の供述及び当該同僚の一人が所持する申立期間の給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和40年6月21日にA社C出張所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人事業所であり、同僚の雇用保険の加入記

録及び供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成5年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月21日から6年1月21日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。
申立期間当時は、A社本社から同社B支社に転勤した時期であり、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人と同一日に異動したとする同僚が保管する給与明細書、及び申立期間当時、A社B支社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(平成5年12月21日にA社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における平成6年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類が保存されていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から5年7月まで

私は、平成元年4月頃、A市役所で国民健康保険について相談した際に、窓口の職員から国民健康保険に加入する場合は国民年金へも加入する必要があると説明を受けたので、3年6月頃に転職により社会保険の資格を喪失したため同市役所で国民健康保険に加入した際、国民年金も一緒に加入しているはずである。

申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶はないが、納付するとしたら金融機関の口座から振替により納付していたと思う。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月頃、A市において国民健康保険に加入した際、一緒に国民年金にも加入したはずであるとしているが、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った形跡が見当たらない上、同市において申立人の国民年金被保険者名簿も見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと思うとしていることから、金融機関における申立人の口座の入出金履歴を確認したところ、履歴が保存されている平成3年9月から7年8月までの期間について、申立人の保険料が引き落とされている記録は無かつた。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の状況、国民年金保

険料の額及び口座振替以外での納付方法等については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

私は、亡くなった母から国民年金に加入することを勧められたため、母に、私の国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料を納付してもらっていた。

また、母から私の未納保険料を遡って納付したと聞いたので、それが申立期間の国民年金保険料に違いない。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは母なので、納付した時期、場所及び保険料額などの具体的な状況については分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同被保険者加入状況等を確認したところ、申立人の同手帳記号番号は、昭和51年3月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃に国民年金に加入し、同被保険者資格を42年5月21日まで遡って取得したと認められることから、申立人の同手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち42年5月から48年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、亡くなった申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付により、又は申立期間全ての保険料を第3回特例納付（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）により遡って納付することが可能であったが、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立期間の保険料を納

付したとする申立人の母親から申立人の保険料の納付状況について聴取することができないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4399 (事案 1356 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社で勤務していた期間のうち、昭和 36 年 8 月 1 日より前の記録は第3種被保険者ではなく第1種被保険者になっている。申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしい旨を申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、当時の写真の写し及び自身の履歴書を提出するので、申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本においても、平成 16 年 6 月 30 日に解散していることから、清算人に照会したところ、「自分が代表取締役になったのが昭和 57 年なので、それ以前のことは資料も残っておらず、当時の代表取締役も死亡しているので、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答していること、ii) 申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を 17 人挙げているが、姓しか記憶にないため 11 人は本人を特定できず、特定できた 6 人の申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、一人は厚生年金保険第3種被保険者となっているが、他の 5 人は厚生年金保険第1種被保険者となっていること、iii) 社会保険事務所の記録から、昭和 32 年 4 月から 35 年 5 月までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 159 人の資格記録を確認したところ、第1種被保険者から第3種被保険者に種別を変更している者が 46 人(申立人を含む。)存在す

るが、46人全員の種別変更日は申立人と同じ36年8月1日となっていること、iv) 所在が確認できた同僚一人に照会したが、厚生年金保険の加入状況に関する供述は得られず、申立人も、申立期間に第3種被保険者としての厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和36年及び38年当時の写真の写し及び自身が62年当時作成したとする履歴書を提出し、申立期間は第3種被保険者に該当する業務を担当していたので、厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしい旨主張しているが、当該資料等からは、申立期間において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける内容は確認できない。

また、今回新たに、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時に当該事業所の取締役であった者に照会したところ、「A社はB社の工事を請け負っていた。しかし、私はB社では勤務しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除の状況については分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた10人に照会し、新たに8人から回答を得られたものの、いずれの者からも申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない上、当該8人のうち、B社で働いたとする同僚は、申立人と同様に、昭和36年8月1日に厚生年金保険第1種被保険者から同保険第3種被保険者に種別変更されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4400（事案 2668 及び 4243 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 16 日から 41 年 5 月 25 日まで

申立期間は、A 社（現在は、B 社）に勤務していたので、厚生年金保険料控除の資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から認められないとの通知を受けた。

申立期間当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、当時の経理担当者及びその夫である当該事業所の会計士に確認してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は、商業・法人登記簿謄本により昭和 47 年 5 月 20 日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡していることから、同社の業務を引き継いだ B 社に照会したところ、「当社では、A 社に関する資料は保存されていないため、申立期間当時の同社における申立人の勤務状況等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人が同僚として名前を挙げた 4 人及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 14 人の計 18 人のうち、生存及び連絡先が確認できた 14 人に照会し、9 人から回答が得られたところ、申立人を記憶していた 5 人のうち 4 人は、「申立人は、当初、配送の担当として勤務していた。」と供述しており、当該 4 人のうちの 3 人は、「配送の担当はアルバイト従業員であり、正社員ではなかった。正社員でなければ、厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述していること、iii) 申立人は、「当初は、配送担当のアルバイト従業員として採用になったが、数か月後には正社員になった。」と主張しているところ、上述した 5 人の同僚は、「申立人が正社員になった時期につ

いては分からない。」としており、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得られなかったこと、iv) 申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月10日付け及び23年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「当時の経理担当者及びその夫である当該事業所の会計士に確認してもらえば、申立期間当時、私が厚生年金保険に加入していたことが明白になると思う。」と主張しているが、当該経理担当者については、当初の申立てにおいて照会し、回答を得られているところ、再度、同人に照会したものの、「私は経理を担当していたが、社会保険の手続事務は行っていなかった。夫は会計事務所職員として当該事業所に関与していたが、当時のことは覚えていない。当該事業所は、社会保険の手続事務を会計事務所に依頼していなかったと思う。」と供述していることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4401 (事案 4234 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 6 日から 38 年 7 月 28 日まで
② 昭和 38 年 8 月 5 日から 39 年 9 月 1 日まで

平成 23 年 12 月 16 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は、申立期間前の3年を超える厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給している上、申立期間②における事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失(昭和 39 年 9 月 1 日)した後、昭和 54 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となるまで公的年金に加入していないことから、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金を受け取った記憶はないので、第三者委員会の通知に納得できない。」と主張しているものの、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、その判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等が現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情を考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。